

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排ガス、ばいじん・焼却灰、排水に含まれるダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、その結果を県知事に報告する義務があります。
このたび、ストーカ炉にて、平成30年度(平成31年1月31日)に測定しました結果を公表いたします。
なお、測定の結果、排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1 排ガス

ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:平成31年1月31日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.042 ^{※1}	5	集塵機出口	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時:分	11:15~15:15	-	-	

※1 測定結果の「0.042」は排出基準の「5」に適合しています。

【参考資料】

ストーカ炉 (1号炉)	平成25年度	0.098
	平成26年度	0.230
	平成27年度	0.590
	平成28年度	0.550
	平成29年度	0.190

ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:平成31年1月31日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.18 ^{※2}	5	集塵機出口	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時:分	12:00~16:00	-	-	

※2 測定結果の「0.18」は排出基準の「5」に適合しています。

【参考資料】

ストーカ炉 (2号炉)	平成25年度	0.210
	平成26年度	0.240
	平成27年度	0.350
	平成28年度	0.560
	平成29年度	0.078

2 焼却灰

採取年月日:平成31年1月31日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.020 ^{※3}	3	灰ピット	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)環境省告示第80号別表(平成16年12月)

※3 測定結果の「0.020」は排出基準の「3」に適合しています。

【参考資料】

ストーカ炉 (焼却灰)	平成25年度	0.0071
	平成26年度	0.0028
	平成27年度	0.0031
	平成28年度	0.0100
	平成29年度	0.0026

3 キレート処理後の集塵灰(飛灰)

採取年月日:平成31年1月28日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	1.2 ^{※4}	3	集塵灰混練機の灰取出し口	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)環境省告示第80号別表(平成16年12月)

※4 測定結果の「1.2」は排出基準の「3」に適合しています。

【参考資料】

ストーカ炉 (集塵灰)	平成25年度	0.79
	平成26年度	1.10
	平成27年度	1.50
	平成28年度	1.40
	平成29年度	0.98